

## むつ市第二類収集運搬業務委託仕様書

### 1. 業務の趣旨

この業務は、市民の日常生活に直結しており、住民サービスに徹することを第一義とし、安定的にサービスを提供しなければならない。

また、家庭から排出される廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び資源回収率の向上を目的としている。

### 2. 業務の実施

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が指示する業務の範囲内において、事業協同組合の構成員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合し、廃棄物の収集運搬の経験を1年以上有するむつ市一般廃棄物収集運搬業の許可事業者のうちから、実際に業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を定め、「委託業務実施者の届」により発注者に届け出た上で、業務実施者が実施すること。

また、業務実施者を変更する場合、委託業務実施者変更申請書を提出し、市民の混乱を招かないよう、前任者と同ルート、同時間さらには、啓発シールの貼付基準を保つように十分な協議をすること。

### 3. 業務内容

- (1) 業務実施者は、発注者が指定した場所に分別排出された資源ごみのうち紙類、びん類、ペットボトル及び白色トレイ並びに有害ごみ（以下「資源ごみ等」という。）を定められた日に収集し、発注者が指定する施設まで運搬すること。なお、白色トレイと蛍光灯の紐については、紐を切って搬入施設の指定場所へ運搬すること。
- (2) 受注者及び業務実施者は、実施する業務の範囲内において、発注者が収集の必要を認めた資源ごみ等について、発注者からの指示があった場合、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者及び業務実施者は、発注者が通知する資源ごみ等の収集場所の増減又は移動について、その指示に従わなければならない。
- (4) 受注者及び業務実施者は、発注者に対して、冬期間の道路事情による資源ごみ等の収集場所の一時的な移動を求めることができる。また、冬期間の道路事情等を理由に、これを補助する目的で使用する車両（以下「補助車両」という。）の使用についても発注者に対し申請することができる。
- (5) 発注者は、業務実施者が資源ごみ等の収集を優先して行わなければならない路線を指定することができる。

### 4. 搬入施設

業務実施者は、収集した資源ごみ等を別紙「むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書」のとおり、発注者が指定する施設（当該施設係員が指示する施設を含む。）へ搬入することとし、その際は、当該施設係員の指示に従わなければならない。

また、指定施設における設備の故障等の理由により、資源ごみ等を指定施設に搬入できない場合、発注者の指示に従わなければならない。

## 5. 指定地区及び業務の時間等

- (1) 指定地区、収集ごみ種及び収集日は、別紙「むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。業務時間内に、発注者より再収集の依頼等を受けた場合、発注者の指示に従うこと。
- (3) 休日は、日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び発注者が指定した日とする。

## 6. 機材及び人員

- (1) 業務実施者が業務を行うために使用する車両は、むつ市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている車両で、車体の形状が「キャブオーバ」又は「バン」であり、最大積載量が 2,000kg 以上の収集区域の道路事情に適した車両とする。ただし、補助車両及び点検整備又は修繕の際に一時的に使用する代替車両については、この限りでない。
- (2) 業務実施者は、業務を指導監督する主任者を定め、「委託業務主任者通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (3) 業務実施者は、業務に使用する車両 1 台につき 2 人以上（運転手を含む。）の人員を配置し、業務に従事しなければならない。ただし、補助車両については、この限りでない。
- (4) 業務実施者は、業務に使用する車両及び人員等について「委託業務使用車両等届出書」により発注者に届け出なければならない。なお、届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに再度、発注者に届け出ること。
- (5) 受注者及び業務実施者は、業務に使用する車両が故障した場合や、交通事故（人身・物損、被害の大小に限らず）、トラブル等が発生したときは、速やかに適切な措置を施すとともに、発注者に報告し、指示を受けなければならない。この時発生した修理費用等は受注者の負担となるため、十分注意すること。
- (6) 業務実施者は、業務に使用する車両の前後左右 4 か所に「むつ市業務委託車」と明示しなければならない。
- (7) 業務実施者は、業務に使用する車両について、自動車損害任意保険（対人無制限、対物 1 千万円以上、搭乗者障害 1 千万円以上）に加入しなければならない。車両保険については、自己防衛のため加入を推奨する（任意）。

## 7. 業務報告

- (1) 受注者は、収集日ごとの委託業務履行状況を記入した「第二類収集運搬業務作業日報」を毎月ごとにまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 受注者は、毎月ごとの委託業務履行状況を指定された「第二類収集運搬業務報告書（月報）」にまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (3) 業務実施者は、発注者が特に指示するまでの間、1 日の業務完了時に、発注者にその旨を報告すること。
- (4) 業務実施者は、自然災害をはじめとする受注者又は業務実施者の責に帰することができない理由により、定められた業務の時間内に発注者が指定する施設に資源ごみ等を搬入できない場合、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

## 8. 費用負担

業務の履行に要する費用は、全て受注者又は業務実施者の負担とする。

## 9. 委託料

- (1) 受注者は、各月の業務終了後、翌月の7日までに請求書を発注者に提出すること。3月については、月末までに提出すること。
- (2) 社会情勢及び発注者の指示による収集運搬経路の変更等、業務内容に変更が生じたことによって燃料費等の必要経費に増減が生じた場合にあっても、委託料は変更しない。

## 10. 厳守事項

- (1) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、服装及び住民への対応等について十分注意を払い、発注者の品位を傷つけ、信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、使用車両の荷台に作業員を乗せたまま車両を走行させてはならない。
- (3) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、資源ごみ等の飛散や落下等を防止する措置を採らなければならない。
- (4) 業務実施者は、発注者が指定した場所から資源ごみ等を収集した後、資源ごみ等の収集場所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。  
特に形状が「アミ」のごみ集積所については、収集後に「アミ」等が強風等で飛散しないように適切にまとめておかなければならない。
- (5) 業務実施者は、収集場所に排出された資源ごみ等が、当市におけるごみの分別及び出し方に明らかに適合しない場合、「啓発シール」に収集しない理由と日付を記入し当該ごみ袋にシールを貼付け、その状況・対応を日報に記載すること。また、啓発シールを貼付してから概ね2週間を経過したものは回収すること。ただし、搬入禁止物や、粗大ごみ等の不法なものについては、発注者に連絡し、指示に従うこと。
- (6) 業務実施者は、本業務に従事している間、発注者が指定した業務以外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- (7) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年むつ市条例第3号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を履行しなければならない。

## 11. 自然災害発生時

- (1) 自然災害発生時、発注者・受注者で連絡体制がとれるよう受注者は ①緊急連絡先代表者1名、②緊急連絡先代表者（代行者）1名を選任し発注者へ報告すること。  
自然災害発生時、発注者は①緊急連絡先代表者へ連絡をおこなうが、やむを得ない事情で連絡をとることが難しい場合は②代行者へ連絡をおこなう。
- (2) 発注者は災害対策本部の判断、気象状況等を考慮のうえ、受注者に対し収集運搬業務の指示をし、受注者はそれを履行すること。
- (3) 発注者は自然災害に起因する、市内危険箇所の把握に努め、担当する業務実施者へ速やかに情

報を共有する。

災害発生時に業務実施者が業務中の場合は、業務実施者は人命第一とし、業務の中断、現場状況について発注者へ報告すること。

(4) 災害時、受注者は業務実施者で被害がある場合、速やかに発注者へ報告すること。

## 12. その他

(1) 受注者及び業務実施者は、災害等により一時的に大量の廃棄物が発生し、発注者からその収集運搬について協力要請があったときは、最大限の協力をしなければならない。

(2) 感染症の拡大防止について、すべての作業従事者に感染予防の対応を徹底させなければならない。

(3) 発注者、業務実施者は収集運搬業務中の火災発生防止措置に努めなければならない。

むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書

[ 第二類 : 資源ごみ(びん類・ペットボトル・紙類・白色トレイ)・有害ごみ ]

[ 搬入施設 ]

No.	搬入施設	収集地区	収集ごみ種
1	下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」	むつA、B、C、D地区	紙類・白色トレイ・有害ごみ
2	川内清掃センター	むつA、B、C、川内・脇野沢地区	びん類・ペットボトル
		川内・脇野沢地区	紙類・白色トレイ・有害ごみ
3	『むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書』の「4.業務内容(大畑地区)」で指定する施設	むつD、大畑地区	びん類・ペットボトル
		大畑地区	紙類・白色トレイ・有害ごみ

[ 収集ごみ種 ]

No.	収集地区	収集ごみ種(第1・3週)※	収集ごみ種(第2・4週)※
1	むつA、大畑、川内・脇野沢	紙類・白色トレイ・有害ごみ	びん類・ペットボトル
2	むつB、C、D	びん類・ペットボトル	紙類・白色トレイ・有害ごみ

[ 収集区域 ]

No.	指定地区	収集区域				
		月	火	木	金	
1	むつ	A	下北町・海老川町・緑町	小川町一～二丁目	桜木町・宇曾利川 大字城ヶ沢地区	金谷一～二丁目・松山町・緑ヶ丘 十二林・美里町・中央一～二丁目 岩菜・長坂
2		B	大湊浜町①【常楽寺坂下】 大湊上町①【海側】 川守町・宇田町・大湊町	本町・田名部町 柳町一～三丁目	新町①【苦生町側以外】 金曲一丁目①【新町側】 昭和町	横迎町一～二丁目 旭町
3		C	大湊新町①【山側】 大湊浜町②【山側】 大湊上町②【山側】	柳町四丁目・栗山町・上川町 赤坂・土手内・斗南岡・最花	仲町・若松町 金曲一丁目②【若松町方面】 南町・松原町・赤川町	並川町・文京町・山田町 荒川町・松森町・越葉沢

※毎月1日～7日を第1週、8日～14日を第2週、15日～21日を第3週、22日～28日を第4週とする。

むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書

[ 第二類 : 資源ごみ(びん類・ペットボトル・紙類・白色トレイ)・有害ごみ ]

[ 搬入施設 ]

No.	搬入施設	収集地区	収集ごみ種
1	下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」	むつA、B、C、D地区	紙類・白色トレイ・有害ごみ
2	川内清掃センター	むつA、B、C、川内・脇野沢地区	びん類・ペットボトル
		川内・脇野沢地区	紙類・白色トレイ・有害ごみ
3	『むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書』の「4.業務内容(大畑地区)」で指定する施設	むつD、大畑地区	びん類・ペットボトル
		大畑地区	紙類・白色トレイ・有害ごみ

[ 収集ごみ種 ]

No.	収集地区	収集ごみ種(第1・3週)※	収集ごみ種(第2・4週)※
1	むつA、大畑、川内・脇野沢	紙類・白色トレイ・有害ごみ	びん類・ペットボトル
2	むつB、C、D	びん類・ペットボトル	紙類・白色トレイ・有害ごみ

[ 収集区域 ]

No.	指定地区		収集区域			
			月	火	木	金
4	むつ	D	大平町 大湊新町②【海側】 大湊浜町③【海側】	品ノ木・酪農・一里小屋 大字奥内地区 大字中野沢地区	新町②【苫生町側】 金曲一丁目③【苫生小～苫生町方面】 金曲二～三丁目・苫生町一～二丁目 大曲一～三丁目・南赤川町	女館・槌川目 宮後・尻釜・柁山 大字関根地区
5	大畑		湯坂下・赤川・木野部・二枚橋 孫次郎間	上野1(水木沢含・旧線路下) 上野2(水木沢含・旧線路上) 本町・南町(松ノ木・観音堂)・兎沢	高橋川・小目名村・薬研・堂近・関根橋 正津川(平・高待)	新町・中島・湊村 東町 (伊勢堂・筒万坂・本門寺前・庚申堂)
6	川内 脇野沢	川内地区		脇野沢地区		
		仲崎・初見・葛沢・桧川 宿野部・蛸崎・千代ヶ丘 石倉・田野沢・袈川・戸沢	谷地町・楯木・板子塚・高見台 熊ヶ平・銀杏木・上・下小倉平 安部城・畑・湯野川 上町・浦町・中町・浜町・新町	谷地町・親和町 渡向・滝山・片貝 源藤城・清水町・団地・小沢 上町・七引	弥生町・上町・本町・港町・浜町 下町・九艘泊・芋田 蛸田・寄浪・新井田・瀬野	

※毎月1日～7日を第1週、8日～14日を第2週、15日～21日を第3週、22日～28日を第4週とする。

[ むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ A 地区

○搬入施設

収集ごみ種	搬入施設
紙類・白色トレイ・有害ごみ	下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」
びん類・ペットボトル	川内清掃センター

○収集日及び収集区域

紙類 白色トレイ 有害ごみ 収集日	びん類 ペットボトル 収集日	収集区域	優先路線
毎月 第1・3月 曜日	毎月 第2・4月 曜日	・下北町(23)・緑町(30) ・海老川町(36)	
毎月 第1・3火 曜日	毎月 第2・4火 曜日	・小川町一～二丁目(58)	国道338号
毎月 第1・3木 曜日	毎月 第2・4木 曜日	・桜木町(30)・宇曽利川(7) ・大字城ヶ沢地区(33)	
毎月 第1・3金 曜日	毎月 第2・4金 曜日	・金谷一～二丁目(31) ・松山町(12)・緑ヶ丘(8) ・十二林(4)・美里町(3) ・中央一～二丁目(21) ・岩菜(2)・長坂(2)	むつ市役所旧本庁舎跡地前 ⇄むつ市立図書館前

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R8.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4( )曜日。

[ むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ B 地区

○搬入施設

収集ごみ種	搬入施設
紙類・白色トレイ・有害ごみ	下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」
びん類・ペットボトル	川内清掃センター

○収集日及び収集区域

紙類 白色トレイ 有害ごみ 収集日	びん類 ペットボトル 収集日	収集区域	優先路線
毎月 第2・4月 曜日	毎月 第1・3月 曜日	・大湊浜町【常楽寺坂下】(1) ・大湊上町【海側】(7) ・川守町(26)・宇田町(15) ・大湊町(3)	常楽寺坂下(大湊浜町) ⇔八幡坂(宇田町)
毎月 第2・4火 曜日	毎月 第1・3火 曜日	・本町(4)・田名部町(11) ・柳町一～三丁目(57)	国道279号 ⇔県道田名部停車場線
毎月 第2・4木 曜日	毎月 第1・3木 曜日	・新町【苦生町側以外】(45) ・金曲一丁目【新町側】(3) ・昭和町(35)	円通寺 ⇔県道海老川新町線 新大橋⇔金曲歩道橋
毎月 第2・4金 曜日	毎月 第1・3金 曜日	・横迎町一～二丁目(41) ・旭町(15)	国道338号 (横迎町一～二丁目)

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R8.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4( )曜日。

[ むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ C 地区

○搬入施設

収集ごみ種	搬入施設
紙類・白色トレイ・有害ごみ	下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」
びん類・ペットボトル	川内清掃センター

○収集日及び収集区域

紙類 白色トレイ 有害ごみ 収集日	びん類 ペットボトル 収集日	収集区域	優先路線
毎月 第2・4月 曜日	毎月 第1・3月 曜日	・大湊新町【山側】(34) ・大湊浜町【山側】(12) ・大湊上町【山側】(13)	国道338号 (小松野川⇄大湊小学校)
毎月 第2・4火 曜日	毎月 第1・3火 曜日	・柳町四丁目(17)・栗山町(19) ・上川町(13)・土手内(9) ・赤坂(8)・斗南岡(4)・最花(2)	
毎月 第2・4木 曜日	毎月 第1・3木 曜日	・金曲一丁目【若松町側】(17) ・仲町(26)・若松町(15) ・南町(10)・松原町(4) ・赤川町(10)	
毎月 第2・4金 曜日	毎月 第1・3金 曜日	・並川町(23)・文京町(16) ・山田町(25)・荒川町(7) ・松森町(4)・越葉沢(2)	

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R8.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4( )曜日。

[ むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ D 地区

○搬入施設

収集ごみ種	搬入施設
紙類・白色トレイ・有害ごみ	下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」
びん類・ペットボトル	『むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書』の「4.業務内容（大畑地区）」で指定する施設

○収集日及び収集区域

紙類 白色トレイ 有害ごみ 収集日	びん類 ペットボトル 収集日	収集区域	優先路線
毎月 第2・4月 曜日	毎月 第1・3月 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大平町(43)</li> <li>・大湊新町【海側】(8)</li> <li>・大湊浜町【海側】(15)</li> </ul>	国道338号 ⇄中央公民館(大湊浜町)
毎月 第2・4火 曜日	毎月 第1・3火 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品ノ木(24)・酪農(6)</li> <li>・一里小屋(2)</li> <li>・大字奥内地区(35)</li> <li>・大字中野沢地区(11)</li> </ul>	
毎月 第2・4木 曜日	毎月 第1・3木 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町【苦生町側】(18)</li> <li>・金曲一丁目【苦生町側】(12)</li> <li>・金曲二～三丁目(28)・昭和町(1)</li> <li>・苦生町一～二丁目(21)</li> <li>・大曲一～三丁目(28)</li> <li>・南赤川町(2)</li> </ul>	
毎月 第2・4金 曜日	毎月 第1・3金 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女館(4)・樋川目(2)</li> <li>・宮後(4)・尻釜(1)・椀山(4)</li> <li>・大字関根地区(56)</li> </ul>	

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R8.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

大畑地区

○搬入施設

収集ごみ種	搬入施設
紙類・白色トレイ・有害ごみ びん類・ペットボトル	『むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書』の「4. 業務内容（大畑地区）」で指定する施設

○収集日及び収集区域

紙類 白色トレイ 有害ごみ 収集日	びん類 ペットボトル 収集日	収集区域	優先路線
毎月 第1・3月 曜日	毎月 第2・4月 曜日	・湯坂下(13)・赤川(6) ・木野部(6)・二枚橋(19) ・孫次郎間(7)	
毎月 第1・3火 曜日	毎月 第2・4火 曜日	・上野1【水木沢含・旧線路下】(10) ・上野2【水木沢含・旧線路上】(25) ・本町(21)・兎沢(19) ・南町【観音堂・松ノ木含】(14)	
毎月 第1・3木 曜日	毎月 第2・4木 曜日	・高橋川(2)・小目名(6)・薬研(5) ・堂近(1)・関根橋(7)・明神平(1) ・正津川【平・高待含】(25)	
毎月 第1・3金 曜日	毎月 第2・4金 曜日	・新町(9)・中島(14) ・湊村(10) ・東町(12)	

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R8.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31~1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日~7日が第1、8日~14日が第2、15日~21日が第3、22日~28日が第4( )曜日。

[ むつ市第二類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

川内・脇野沢地区

○搬入施設

収集ごみ種	搬入施設
紙類・白色トレイ・有害ごみ	川内清掃センター
びん類・ペットボトル	川内清掃センター

○収集日及び収集区域

紙類 白色トレイ 有害ごみ 収集日	びん類 ペットボトル 収集日	収集区域	優先路線
毎月 第1・3月 曜日	毎月 第2・4月 曜日	川内地区	
毎月 第1・3火 曜日	毎月 第2・4火 曜日		
毎月 第1・3木 曜日	毎月 第2・4木 曜日	脇野沢地区	
毎月 第1・3金 曜日	毎月 第2・4金 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R8.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31~1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日~7日が第1、8日~14日が第2、15日~21日が第3、22日~28日が第4 ( ) 曜日。

令和8年度 むつ市第二類収集運搬業務指定区域別業務負担見込一覧表

【収集ごみ種：資源ごみ（びん類・ペットボトル・紙類・白色トレイ）、有害ごみ】

No.	地区	ごみ種	収集日	人口 (R7.12.31) [人]	集積所 箇所数 [ヶ所]	稼動 日数 [日]	収集運搬量 (見込) [t/年]	走行距離 (見込) [km/日]	搬入 回数 [回]	備考	
1	むつ	A	びん類 ペットボトル	第2・4月	3,121	89	24	23	64	1	
				第2・4火	1,699	58	24	17	58	1	
				第2・4木	1,674	70	24	9	65	1	
				第2・4金	4,194	83	24	19	80	1	
		紙類 白色トレイ 有害ごみ	第1・3月	3,121	89	24	3	59	1		
			第1・3火	1,699	58	24	3	46	1		
			第1・3木	1,674	70	24	2	91	1		
			第1・3金	4,194	83	23	3	67	1		
2	むつ	B	びん類 ペットボトル	第1・3月	2,122	52	24	16	70	1	
				第1・3火	1,827	72	24	13	78	1	
				第1・3木	2,625	83	24	20	79	1	
				第1・3金	2,277	56	23	23	79	1	
		紙類 白色トレイ 有害ごみ	第2・4月	2,122	52	24	11	53	1		
			第2・4火	1,827	72	24	6	46	1		
			第2・4木	2,625	83	24	8	49	1		
			第2・4金	2,277	56	24	7	51	1		
3	むつ	C	びん類 ペットボトル	第1・3月	1,083	59	24	10	77	1	
				第1・3火	2,874	72	24	17	88	1	
				第1・3木	3,599	82	24	21	85	1	
				第1・3金	4,221	77	23	15	84	1	
		紙類 白色トレイ 有害ごみ	第2・4月	1,083	59	24	8	66	1		
			第2・4火	2,874	72	24	9	73	1		
			第2・4木	3,599	82	24	10	66	1		
			第2・4金	4,221	77	24	8	72	1		
4	むつ	D	びん類 ペットボトル	第1・3月	1,381	66	24	11	73	1	
				第1・3火	2,098	78	24	10	127	1	
				第1・3木	4,503	110	24	32	98	1	
				第1・3金	1,762	71	23	6	97	1	
		紙類 白色トレイ 有害ごみ	第2・4月	1,381	66	24	7	66	1		
			第2・4火	2,098	78	24	7	100	1		
			第2・4木	4,503	110	24	9	80	1		
			第2・4金	1,762	71	24	8	115	1		
5	大畑	びん類 ペットボトル	第2・4月	899	51	24	18	71	2		
			第2・4火	2,416	89	24	48	75	4		
			第2・4木	869	47	24	18	74	1		
			第2・4金	1,199	45	24	24	54	2		
		紙類 白色トレイ 有害ごみ	第1・3月	899	51	24	18	69	1		
			第1・3火	2,416	89	24	43	73	3		
			第1・3木	869	47	24	18	73	1		
			第1・3金	1,199	45	23	25	54	2		

## 令和8年度 むつ市第二類収集運搬業務指定区域別業務負担見込一覧表

【収集ごみ種：資源ごみ（びん類・ペットボトル・紙類・白色トレイ）、有害ごみ】

No.	地区	ごみ種	収集日	人口 (R7.12.31) [人]	集積所 箇所数 [ヶ所]	稼動 日数 [日]	収集運搬量 (見込) [t/年]	走行距離 (見込) [km/日]	搬入 回数 [回]	備考
6	川内・脇野沢	びん類 ペットボトル	第2・4月	1,520	87	24	30	97	2	
			第2・4火	1,408	104	24	30	103	2	
			第2・4木	658	51	24	16	102	1	
			第2・4金	492	32	24	12	102	1	
		紙類 白色トレイ 有害ごみ	第1・3月	1,520	87	24	31	99	2	
			第1・3火	1,408	104	24	28	105	2	
			第1・3木	658	51	24	14	104	1	
			第1・3金	492	32	23	14	106	1	

- ※1. 収集の対象となる町内の人口は、令和7年12月31日現在の数値。
- ※2. 収集の対象となる町内の集積所箇所数は、令和8年3月1日現在の数値。
- ※3. 収集運搬量は、令和8年1月までの実績を基に算出した見込量。
- ※4. 走行距離は、1日当たりの見込距離。  
(ただし、最大積載量2,000kgのキャブオーバを使用した場合とする。)
- ※5. 搬入回数は、1日当たりのクリーンセンターしもきた搬入見込回数。  
(ただし、最大積載量2,000kgのキャブオーバを使用した場合とする。)
- ※6. 収集場所の詳細は、縦覧図書「ごみ収集場所一覧表」及び「ごみ収集場所位置図」を参照。